



平成20年2月13日

各 位

会社名 トヨクニ電線株式会社
代表者名 代表取締役社長 猪口 洋志
(JASDAQ コード 5811)
問合せ先 理事・総務部長 山本 博
TEL : 048(559)2151

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得 に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成19年12月10日付「臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定のお知らせ」及び平成20年1月17日付「全部取得条項付株式発行のための定款一部変更及びその取得に関するお知らせ」（以下、「平成20年1月17日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当該変更によって全部取得条項が付された当社普通株式の全部の取得について臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会に付議しましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社定款一部変更等の内容

当社は、平成20年1月17日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の①ないし③による当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式の全部の取得（以下、「本定款一部変更等」と総称します。）について必要なお承認をいただくため、本日、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設すること。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下、「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設すること（なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下、「全部取得条項付普通株式」といいます。）。
- ③ 会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が、株主（当社を除く。）から当社の全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引き換えに、各株主様に対して取得対価として当社種類株式を交付すること。

2. 当社定款の一部変更（本定款一部変更等のうち①及び②）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本定款一部変更等の①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。本定款一部変更等の②は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました（本臨時株主総会第1号議案にかかる定款変更の内容は、平成20年1月17日付当社プレスリリースの定款一部変更その1に記載のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会議案にか

かる定款変更の内容は、同プレスリリースの定款一部変更その2に記載のとおりです。)。

(2) 定款変更の効力発生

本定款一部変更等の①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。本定款一部変更等の②の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成20年3月18日(火)に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得(本定款一部変更等のうち③)の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得(本定款一部変更等のうち③)は、その実施のための他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成20年1月17日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第171条並びに本定款一部変更等のうち①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、株主から当社の全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引き換えに、当社は、本定款一部変更等のうち①によって設けられるA種種類株式を、各株主に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、0.000004株の割合をもって交付するものです。この際、当社親会社である住友電気工業株式会社(以下、「住友電工」といいます。)以外の各株主に対して割り当てられる当社のA種種類株式の数は、1株未満となる予定です。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得(本定款一部変更等のうち③)の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本定款一部変更等のうち②の効力発生を条件として、平成20年3月18日(火)(以下、「取得日」といいます。)に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、本定款一部変更等の①によって設けられるA種種類株式を全部取得条項付普通株式1株につき0.000004株の割合をもって交付いたします。これに伴い、当社の普通株式を表章する株券(本日現在当社の発行する全ての株券が該当します。)は取得日の到来をもって無効となりますので、当社普通株式にかかる株券を所有の方はその株券を株券提出期間(平成20年2月14日(木)から平成20年3月18日(火)まで)内に別途お知らせする事務取扱場所までご提出くださいますようお願いいたします。

また、株主様に対して交付されるA種種類株式が1株未満の端数となるときには、1株未満の端数の合計数(ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する株式を、会社法第234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主に交付します。かかる売却手続きに関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当該A種種類株式を住友電工に対して売却することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却代金につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主が保有する当社普通株式数に520円(住友電工が当社普通株式に対して公開買付けを行った際の買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に交付できる価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

なお、当社普通株式の株主に対して当社が交付するA種種類株式については、ジャスダック証

券取引所に対して上場申請は行いません。また本定款一部変更等の結果、当社普通株式にかかる株券は、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当しますので、平成20年2月14日から平成20年3月11日までの間整理ポストに割り当てられた後、平成20年3月12日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式にかかる株券をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

(4) 全部取得条項付普通株式の取得にかかる今後の日程

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| ① 株券提出の株主・登録株式質権者へのご通知送付 | 平成20年2月13日 (水) |
| ② 株券提出手続きの開始日 (定款変更に関する通知公告及び株券提出公告) | 〃 2月14日 (木) |
| ③ 整理ポストへの指定 | 〃 2月14日 (木) |
| ④ 当社普通株式にかかる株券の売買最終日 | 〃 3月11日 (火) |
| ⑤ 当社普通株式にかかる株券の上場廃止日 | 〃 3月12日 (水) |
| ⑥ 全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交付の基準日 | 〃 3月17日 (月) |
| ⑦ 株券提出の期限 | 〃 3月18日 (火) |
| ⑧ 全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日 | 〃 3月18日 (火) |

以上